

## 地域公共交通総合連携計画策定調査に関する協定書

飛島村と飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会(以下「法定協議会」という。)とは、地域公共交通総合連携計画策定調査について、次のとおり協定する。

## (目的)

第1条 この協定は地域公共交通活性化再生総合事業を円滑に実施するため、地域公共交通総合連携計画の策定を目的とする。

## (協定事項)

第2条 飛島村は、法定協議会からの依頼に基づき、地域公共交通総合連携計画策定調査のために、契約締結などの必要な事務を行う。

2 地域公共交通総合連携計画策定調査のため、法定協議会は飛島村に対して必要な事業費を負担するものとする。

## (協定期間)

第3条 この協定期間は、平成20年5月1日から平成21年1月30日までとする。

## (事業経費)

第4条 地域公共交通総合連携計画策定調査の事業経費は、法定協議会が負担金として支出することとする。ただし、地域公共交通総合連携計画策定のため飛島村の平成20年度予算から法定協議会に当該事業経費が補助金として交付された場合に限る。

## (協定内容の変更)

第5条 飛島村又は法定協議会の事情により、協定期間内に協定内容を変更する場合は、飛島村と法定協議会が別に協議して定める。

## (疑義の処置)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、必要に応じて飛島村と法定協議会が別に協議して定める。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、飛島村及び法定協議会が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 20 年 5 月 1 日

愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目 1 番地

飛島村

飛島村長 久 野 時 男

愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目 1 番地

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会

会長 久 野 時 男